

# 信州やまなみ国スポ松本市案内所及び休憩所設置要項

## 1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「信州やまなみ国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置に関し必要な事項を定める。

## 2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

## 3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

## 4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

## 5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として競技開始前から競技終了後までとする。ただし、開閉会行事等を行う場合は、関係機関等と協議のうえ開設時間を決定する。

## 6 業務内容

### (1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること
- イ 競技の案内に関すること
- ウ 宿泊、交通、観光、物産等の案内に関すること
- エ 案内資料等の配布に関すること
- オ その他各種案内に関すること

### (2) 会場内案内所

- ア 会場内案内所の管理運営に関すること
- イ 大会参加者等の受付案内に関すること
- ウ 競技の案内に関すること
- エ 宿泊、交通、観光、物産等の案内に関すること

- オ 案内資料等の配布に関する事
- カ 迷子、遺失物・取得物の取扱いに関する事
- キ その他各種案内に関する事

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物等の提供に関する事
- イ その他休憩所の運営に関する事

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置に必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置については、必要に応じてこの要項を準用する。